

## 合同会社 NWE-09インベストメント「(仮称)鳥取風力発電事業環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、平成30年2月8日付けで合同会社 NWE-09インベストメントより届出された「(仮称)鳥取風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

### 1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 \* 平成30年4月17日
- (2) 鳥取県知事意見 \* 平成30年7月18日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第10回)  
\* 平成30年7月25日

#### ①補足説明資料

#### ②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・哺乳類や昆虫類の捕獲地点等、地点数が少ない 類型区分があるので、各類型区分で複数地点調査を実施し、定量性を担保できるような調査計画を検討すること。	・ご指摘の内容については、調査地点を追加する等、現地調査において適切に対応し、その結果を準備書に記載します。
・動植物に関して、環境類型区分を基に調査地点を設定しているが、同じ環境類型区分でも尾根上か谷筋かで環境は異なるため、その点にも留意すること。	・現地調査結果を踏まえ、適切な環境類型区分を検討し、準備書に記載致します。

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety\\_security.html#kankyo\\_furyoku](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku)

### 2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、鳥取県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。